

## 早稲田言語学院 学費返還に関する規定

学費納付金返還ポリシー早稲田言語学院学費に関する補足説明

**いったん納入した学費は、一切返還しない。**

本学が定める学費納付金（入学選考料、入学金、授業料、施設維持費、教材費等）を納入後に学生の不入学又は退学等が生じた場合、次の各号の基準に基づいて納入金を返還する、あるいは返還しないものとします。

1. 在留資格認定証明書が不交付の場合、入学選考料を除く全納入金を返還します。
2. 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書及び在留資格認定証明書の返却を条件とします。
3. 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認を条件とします。
4. 入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書の返却を条件とします。
5. 入国査証を取得し來日し入学した学生が、中途退学した場合、原則として一切返金いたしません。